

保政第597-2号  
令和4年7月26日

各部主管課長  
出納総務課長  
企業局総務課長  
下水道局下水道管理課長  
監査事務局監査第一課長  
人事委員会総務給与課長  
労働委員会審査調整課長  
教育局教育政策課長  
警察本部総務課長

様

保健医療部医療政策幹

### 新型コロナ後遺症に係る周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症については、罹患後も倦怠感や息切れ、集中力の低下などの後遺症状により日常生活に影響が生じるケースも見受けられます。

保健医療部では、県医師会と連携し、後遺症の症例集を作成して県内医療機関に配付することで、後遺症外来を実施する医療機関を増やし、かかりつけ医など身近な医療機関で後遺症の診療が受けられるよう取り組んでいます。

また、医療機関を受診するまでの流れや、後遺症外来を実施する医療機関リストなど後遺症に関する情報をホームページや「彩の国だより」に掲載するなどして県民に周知を図っているところです。

しかし、後遺症状で苦しんでいるにもかかわらず職場の理解が得られずに悩む方などもおり、今後さらに周知を図る必要があります。

つきましては、後遺症についての理解を進めるため、部局内各課所や関係団体などに別添のチラシデータを送付するなど、周知に御協力くださるようお願いいたします。

担 当	医療政策幹グループ 加藤、田丸
電 話	048-830-7961
F A X	048-830-4800
アドレス	a7500-01@pref.saitama.lg.jp